

令和5年第4回東みよし町教育委員会定例会会議録

令和5年4月20日、令和5年第4回東みよし町教育委員会定例会を東みよし町中央公民館（2階会議室）に招集する。

開会 午前10時00分
閉会 午前12時00分

□ 付議事項

- 1) 議案第14号 東みよし町社会教育委員の委嘱について
- 2) 議案第15号 東みよし町公民館運営審議会委員の委嘱について
- 3) 議案第16号 東みよし町図書館協議会委員の委嘱について
- 4) 議案第17号 東みよし町学校運営協議会委員の委嘱について
- 5) 議案第18号 東みよし町教育支援委員会委員の委嘱について
- 6) 議案第19号 東みよし町奨学資金運営委員の委嘱について
- 7) 議案第20号 東みよし町学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について
- 8) 議案第21号 東みよし町学校給食共同調理場管理運営規則の一部改正について
- 9) 議案第22号 令和5年度就学援助費支給額の変更について
- 10) 議案第23号 令和5年度特別支援教育就学奨励費支給額について

□ その他

- 教育委員会次回定例会の日程について

□ 出席委員

教育長	真鍋孝之
職務代理者	秋田正弘
委員	荒操
委員	三木一将
委員	三好章文

その他出席者

教育委員会事務局 生涯学習課長 岸本利則・学校教育課長 大西輝明

1、開議

- ・教育長から開議宣告

只今から令和5年第4回東みよし町教育委員会定例会を開催します。

前回の会議録につきましては、秋田委員と三木委員に署名いただき、相違ないことの確認をいただきました。本日の会議録の署名者につきましては、荒委員と三好委員にお願いいたします。

2、付議事項

教育長：議案第14号 東みよし町社会教育委員の委嘱並びに議案第15号 東みよし町公民館運営審議会委員の委嘱について、併せて事務局より説明をお願いします。

生涯学習課長：（資料に基づき朗読説明を行う。）

教育長 : 事務局が説明したとおりです。議案第14号並びに議案第15号について原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。

全委員 : 異議なし。

教育長 : それでは原案のとおり可決します。

教育長 : 次に議案第16号 東みよし町図書館協議会委員の委嘱について、事務局より説明をお願いします。

生涯学習課長 : (資料に基づき朗読説明を行う。)

教育長 : 事務局が説明したとおりです。原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。

全委員 : 異議なし。

教育長 : それでは原案のとおり可決します。

教育長 : 次に議案第17号 東みよし町学校運営協議会委員の委嘱について、事務局より説明をお願いします。

学校教育課長 : (資料に基づき朗読説明を行う。)

教育長 : 事務局が説明したとおり、学校長から推薦された方々を教育委員会が任命します。学校の意向を尊重し委員を任命させていただきたいと思いますがご意見いかがでしょうか。

全委員 : 異議なし。

教育長 : それでは原案のとおり可決します。

教育長 : 次に議案第18号 東みよし町教育支援委員会委員の委嘱について、事務局より説明をお願いします。

学校教育課長 : (資料に基づき朗読説明を行う。)

教育長 : 事務局が説明したとおりです。原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。

全委員 : 異議なし。

教育長 : それでは原案のとおり可決します。

教育長 : 次に議案第19号 東みよし町奨学資金運営委員の委嘱について事務局より説明をお願いします。

学校教育課長 : (資料に基づき朗読説明を行う。)

教育長 : 事務局が説明したとおりです。原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。

全委員 : 異議なし。

教育長 : それでは原案のとおり可決します。

教育長 : 次に議案第20号 東みよし町学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について、事務局より説明をお願いします。

学校教育課長 : (資料に基づき朗読説明を行う。)

教育長 : 事務局が説明したとおりです。原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。

全委員 : 異議なし。

教育長 : それでは原案のとおり可決します。

教育長 : 次に議案第21号 東みよし町学校給食共同調理場管理運営規則の一部改正について、事務局より説明をお願いします。

学校教育課長 : 庶務管理システムの導入により書類の備え付けは電磁記録媒体で保存できることを明記しました。

教育長 : 事務局が説明したとおりです。原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。

全委員 : 異議なし。

教育長 : それでは原案のとおり可決します。

教育長 : 次に議案第22号 令和5年度就学援助費支給額の変更について、事務局より説明をお願いします。

学校教育課長 : 国の支給基準額が変更になったので準じて支給額を変更します。

教育長 : 事務局が説明したとおりです。原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。

全委員 : 異議なし。

教育長 : それでは原案のとおり可決します。

教育長 : 次に議案第23号 令和5年度特別支援教育就学奨励費支給額について、事務局より説明をお願いします。

学校教育課長 : 国が定める支給額に準じて令和5年度の支給額を決定しました。

教育長 : 事務局が説明したとおりです。原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。

全委員 : 異議なし。

教育長 : それでは原案のとおり可決します。

教育長 : 以上で本日協議いただく議案は終了となりますが、令和3年度に策定した教育振興計画の進捗管理を毎年おこなう必要があり令和4年度の取り組み結果について、ここでお示しさせていただきます。

(取組内容・課題・分析・今後の方向性について説明)

このような形で毎年進捗管理をしていくように考えています。委員さんに内容について確認していただければと思います。

2、教育長報告

- ・学校のコロナ感染対策について
- ・令和5年度教育重点施策について

3、その他

教育長 : 次回の定例会の日程についてお諮りします。

全委員 : 日程について協議。

教育長 : それでは5月26日(金)午前10時から開催するということをお願いします。

教育長 : これで、令和5年第4回東みよし町教育委員会定例会を終了します。